

京都市告示第6号

京都市国際交流会館条例第12条の規定に基づき、平成17年4月1日から平成18年3月31日まで京都市国際交流会館の管理を次のとおり委託します。

平成17年4月1日

京都市長 榎本 頼兼

委託者の名称	所在地	委託する事務の範囲等
財団法人 京都市 国際交流 協会	京都市 左京区 栗田口 鳥居町 2番地 の1	1 京都市国際交流会館条例（以下「条例」という。）第4条の規定による使用許可に関する事 2 条例第9条第1項の規定により使用者が特別な設備をしようとするときの許可に関する事 3 条例第11条の規定による原状回復の検査に関する事 4 京都市国際交流会館（以下「会館」という。）を設置目的に従って利用に供すること 5 会館の施設、付属設備及びその他の物品の維持管理及び安全に関する事 6 前各号に掲げるもののほか、会館の管理等に関し、市長が必要と認める事項

(総務局国際化推進室)